



平成 19 年 5 月 15 日

各 位

東京都荒川区東日暮里一丁目 24 番 10 号
サンコーテクノ株式会社
代表取締役社長 洞下 実
(JASDAQ・コード 3435)
問い合わせ先 取締役企画本部長 洞下英人
電話番号 03 (3803) 1270

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、平成 19 年 6 月 26 日開催予定の第 43 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することにつきまして、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件を当該株主総会に提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成 19 年 6 月 26 日
2. 変更の理由
 - ① 本会社屋は老朽化が進み、リスク回避の面から建替えまたは移転の必要性があります。そこで業務効率向上や経営資源の集中等の理由も含め本店所在地を千葉県流山市に変更するものであります。
 - ② インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続合理化のため、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告できないときの措置を定めるものであります。
3. 変更の内容
変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を<u>東京都荒川区</u>に置く。</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行</u> <u>う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を<u>千葉県流山市</u>に置く。</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。た</u> <u>だし、事故その他やむを得ない事由によっ</u> <u>て電子公告による公告をすることができな</u> <u>い場合は、日本経済新聞に掲載して行</u> <u>う。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 3 条の規定変更は、平成19年8月31日までに開催さ</u> <u>れる取締役会において決定する本店移転日をもつて</u> <u>効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>本附則は、前項の効力発生日をもつてこれを削除す</u> <u>る。</u></p>

以上